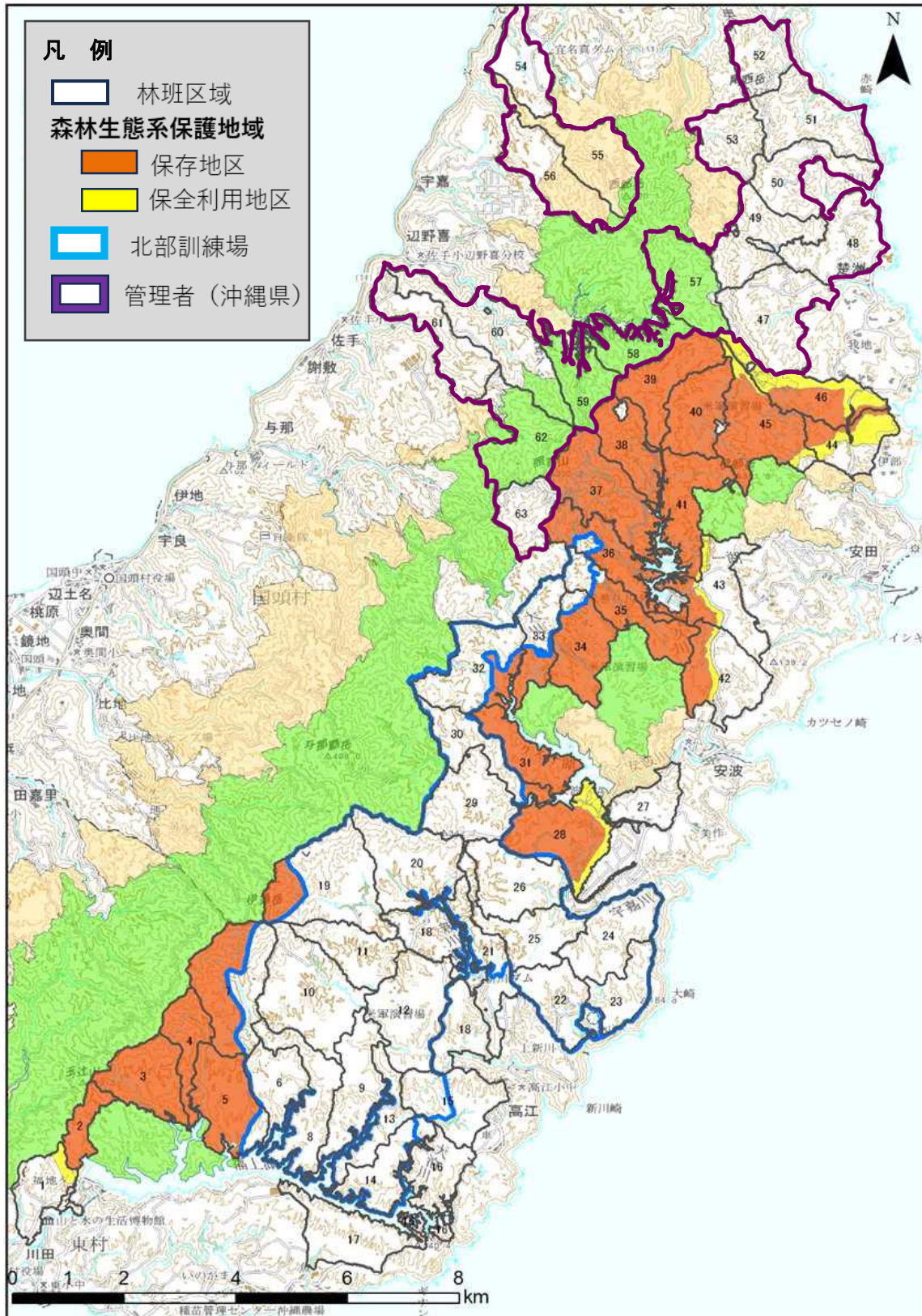


# 沖縄島北部の国有林



- 注：①国有林の入林届の対象範囲は、(林班) 番号がふられた区域のうち北部訓練場、沖縄県が管理する区域、貸付を受けて国有林以外の者が管理する区域 (図に未記載) を除いた箇所になります。
- ②この地域では遭難事故が発生していますので、安全対策 (案内者と入林すること等) を取って歩道を通行するようにして下さい。
- ③森林生態系保護地域では、貴重な森林生態系へ影響がある行為は行わないよう、ご協力下さい。